

平成 30 年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	1
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	4
3	一般行政職の級別職員数等の状況	6
4	職員の手当の状況	10
5	特別職の報酬等の状況	15
6	職員数の状況	16
7	公営企業職員の状況		
(1)	高速電車事業	18
(2)	軌道事業	23
(3)	水道事業	28
(4)	病院事業	32
別紙 1	特殊勤務手当一覧（事務・技術）	37
別紙 2	特殊勤務手当一覧（技能労務職員）	45
別紙 3	特殊勤務手当一覧（水道局）	48
別紙 4	特殊勤務手当一覧（病院局）	50

札幌市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

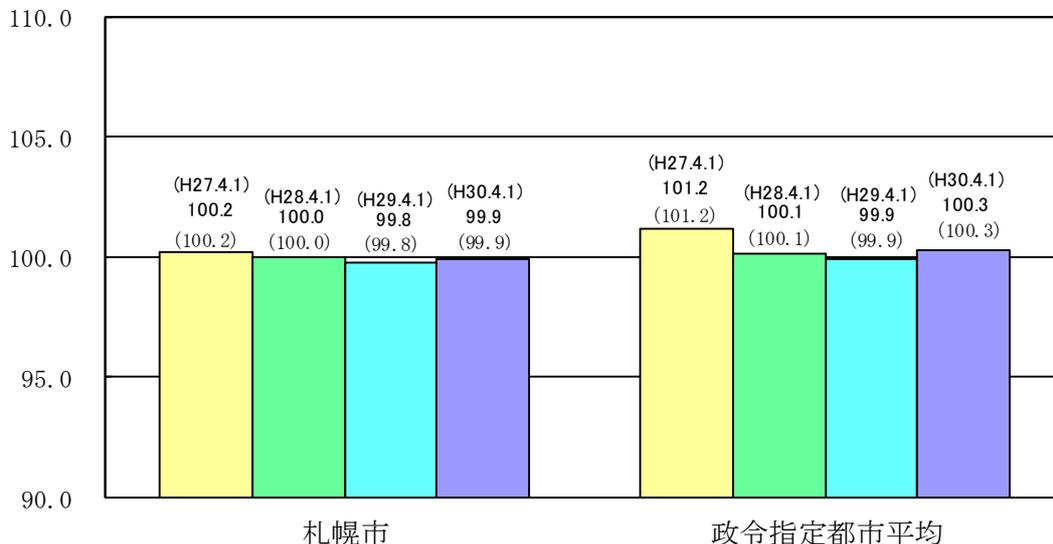
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の 人件費率
29年度	1,952,348人	966,533,376千円	7,580,084千円	163,746,066千円	16.9%	10.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
29年度	人 19,060	千円 73,648,298	千円 16,261,906	千円 29,610,913	千円 119,521,117	千円 6,271	千円 6,962

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	348,607円	348,152円	455円 (0.13%)	0.13%	0.13%	0.16%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	月 4.46	月 4.40	月 0.06	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、2%を基本に引下げ。若年層及び再任用一般職については引上げを実施。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮し見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準と同様に、札幌市内に勤務する職員には3%、東京都特別区内勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。下表のとおり、東京都特別区内勤務の職員及び医師職給料表適用職員について、段階的に支給割合を引き上げた。

		平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
			4月1日時点	遡及改定後			
東京都特別区内勤務職員	国基準	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%
	札幌市	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%
医師職給料表適用職員	国基準	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%
	札幌市	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び退職手当の調整額について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	40.4歳	298,820円	379,664円	341,893円
北海道	44.2歳	326,697円	392,780円	369,693円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
指定都市平均	41.8歳	319,966円	427,624円	379,849円

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	49.4歳	1,326人	308,764円	367,892円	341,578円
うち用務員	49.6歳	346人	310,681円	347,089円	345,934円
うち学校給食員	50.3歳	139人	321,955円	348,455円	347,113円
うち清掃職員	47.1歳	499人	295,988円	377,503円	329,826円
うち自動車運転手	55.9歳	45人	330,858円	404,253円	361,111円
北海道	54.0歳	208人	335,946円	364,815円	355,305円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円
指定都市平均	49.8歳	1,072人	320,394円	404,205円	376,933円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	用務員	55.6歳	207,200円	1.68
うち学校給食員	調理士	43.8歳	236,400円	1.47
うち清掃職員	廃棄物処理業 従業員	45.8歳	293,000円	1.29
うち自動車運転手	自家用自動車 運転手	53.5歳	201,500円	2.01
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,571,498円	2,808,700円	1.98
うち学校給食員	5,641,627円	3,075,400円	1.83
うち清掃職員	5,850,801円	4,038,000円	1.45
うち自動車運転手	6,309,090円	2,663,000円	2.37

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 27 年～平成 29 年の 3 ヶ年分)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	42.6 歳	354,424 円	402,253 円	392,284 円
高等・各種学校	46.0 歳	371,527 円	429,758 円	410,771 円
小・中学校 幼稚園	42.3 歳	352,573 円	399,036 円	390,173 円
その他	46.5 歳	402,913 円	513,907 円	460,130 円
北海道				
高等(特殊、各種、専修)学校	45.2 歳	377,848 円	432,344 円	—
小、中学校	43.9 歳	371,024 円	425,157 円	—
指定都市				
高等(特殊、各種、専修)学校	45.2 歳	374,610 円	459,127 円	—
平均				
小、中学校	41.5 歳	348,988 円	419,001 円	—

- ※ 1 「平均給料月額」とは、30 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30 年 4 月 1 日現在)

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	178,500 円	179,200 円	179,200 円
	高校卒	146,400 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	145,100 円	147,100 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職(高等学校)	大学卒	200,600 円	200,600 円	—
教育職(小・中学校)	大学卒	200,600 円	200,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	246,431 円	356,325 円	391,541 円	419,624 円
	高校卒	212,750 円	313,717 円	344,812 円	380,000 円
技能労務職	高校卒	206,950 円	293,969 円	322,171 円	349,704 円
	中学卒	(該当なし) ※	(該当なし) ※	(該当なし) ※	(該当なし) ※
教育職(高等学校)	大学卒	306,675 円	398,024 円	422,467 円	431,915 円
教育職(小・中学校)	大学卒	304,557 円	388,398 円	408,867 円	420,071 円

- ※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも 3 人以下のため、「該当なし」と記載

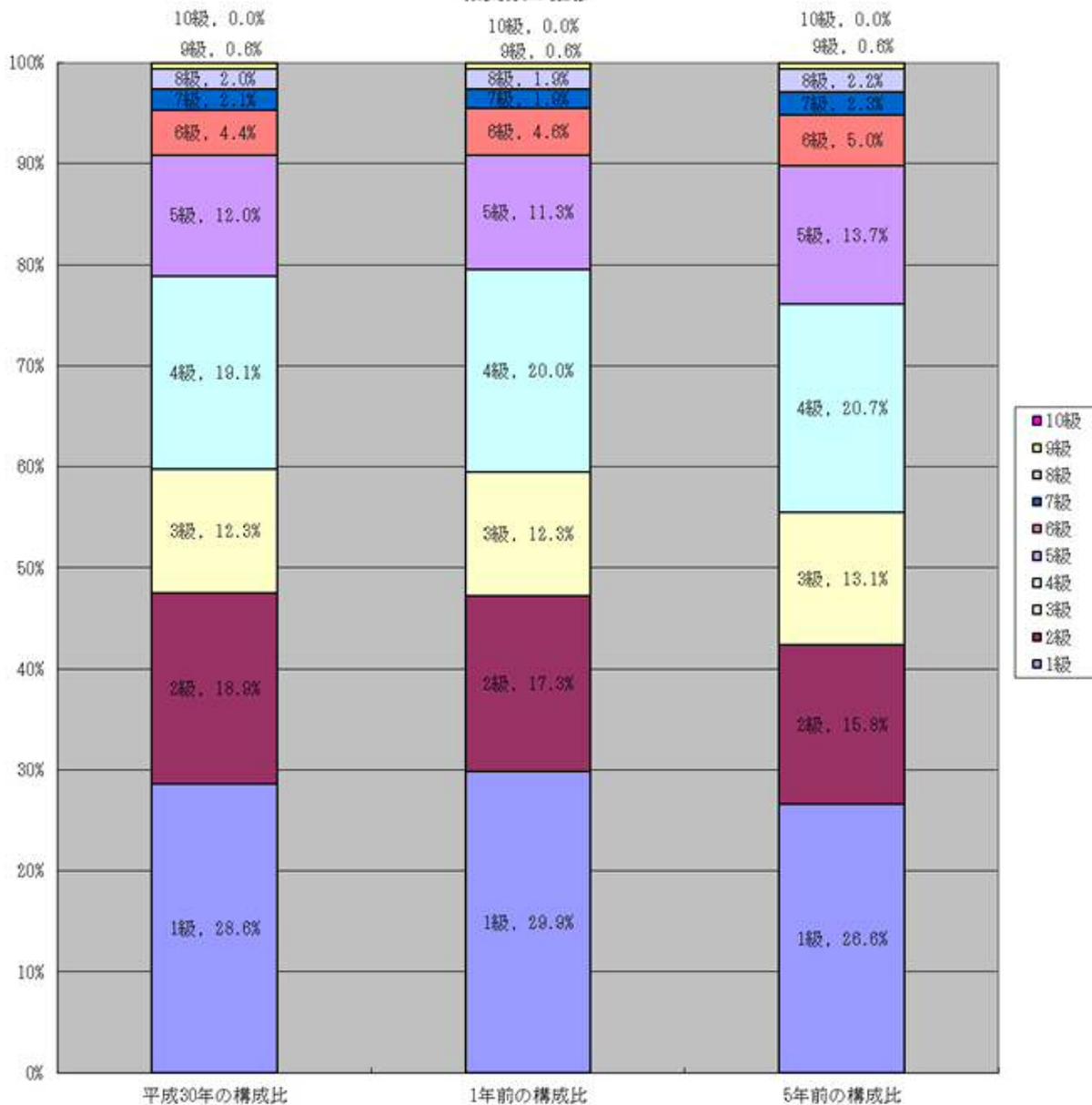
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

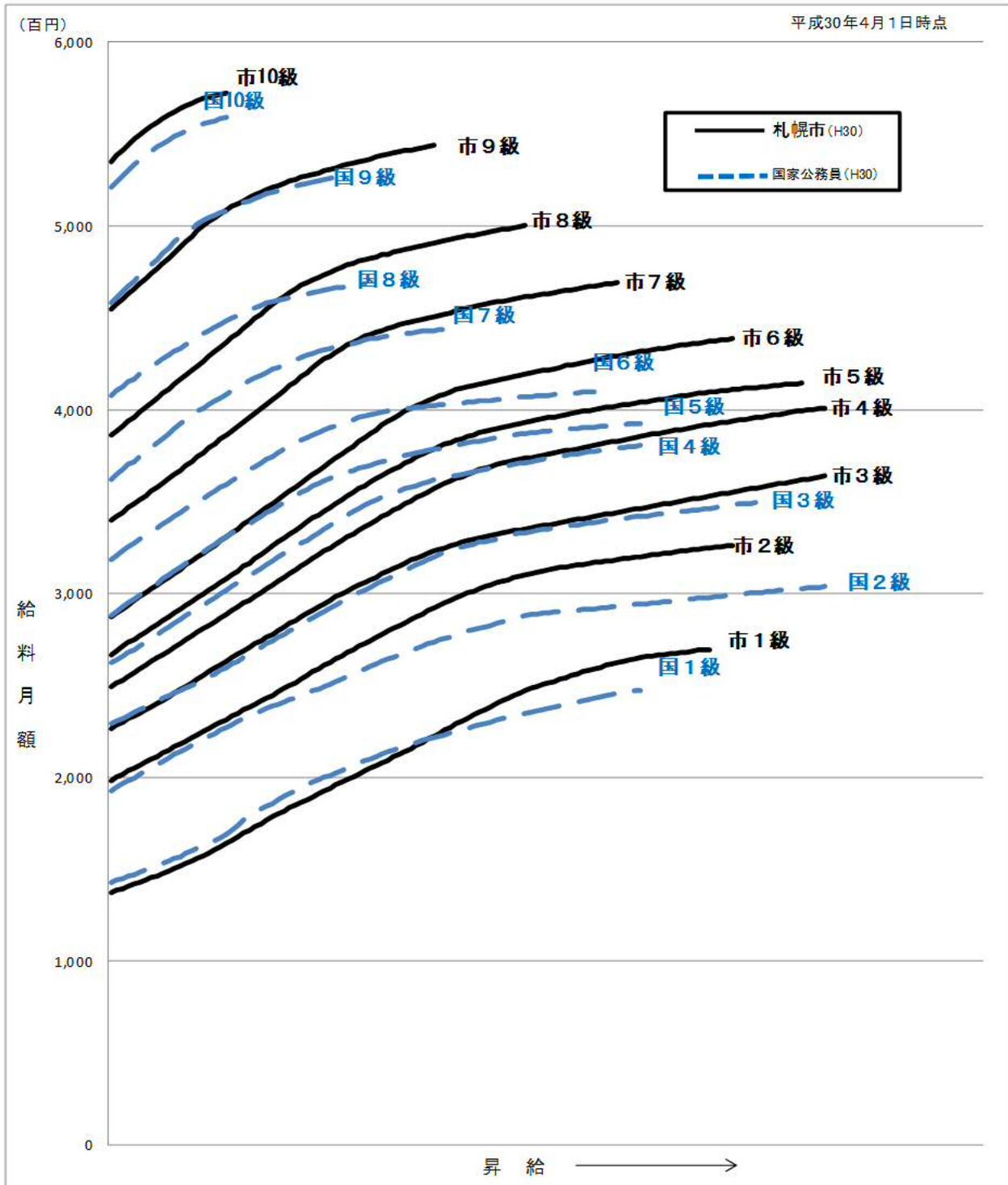
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1,877人	28.6%	137,300円	269,600円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,241人	18.9%	198,300円	326,100円
3級	主任の職務	805人	12.3%	226,500円	363,900円
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,256人	19.1%	249,000円	400,700円
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	785人	12.0%	266,800円	414,500円
6級	課長の職務	289人	4.4%	287,500円	438,700円
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	141人	2.1%	339,600円	469,300円
8級	部長の職務	128人	2.0%	386,000円	500,200円
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	39人	0.6%	454,400円	543,700円
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	2人	0.0%	535,200円	572,500円

- ※ 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の推移



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（札幌市）

平成 30 年 4 月 2 日から 平成 31 年 4 月 1 日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 職員の昇給については、人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,452千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,673千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況 (札幌市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 懲戒処分を受けた職員については、人事評価にかかわらず、下位を下回る成績率を適用

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	4,971千円	22,054千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		2,376,688千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		125,671円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
札幌市内	3%	18,855人	3%
東京都特別区	20%	28人	20%
医師職	16%	27人	16%

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)	58,848千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	127,934円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)	38.4%
手当の種類 (手当数)	22
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

※ 一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	3,226,855千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	319千円
支給実績 (28年度決算)	3,356,786千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	351千円

※1 一般会計決算に基づく。

※2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 10,800円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	異なる	(1)配偶者に係る手当額 (国) 6,500円 (2)子に係る手当額 (国) 10,000円 (3)父母等に係る手当額 (国) 6,500円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき5,000円を加算。	1,996,750千円	266,304円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	異なる	支給額 (国) 46,300円 ～139,300円	1,319,402千円	963,771円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	異なる	(1)手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道2km以上 (2)自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000円～31,600円	1,802,594千円	101,423円

初任給調整 手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額 38,600 円～308,300 円の範囲内で支給。	同じ		65,465 千円	2,618,584 円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 1,500 円を支給。	異なる	(1)自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 (2)自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給 (国) 支給なし	1,955,619 千円	147,549 円
単身赴任手 当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 38,000 円～100,000 円を支給。	同じ		11,424 千円	878,769 円
休日勤務手 当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		774,812 千円	19,800 円
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与×25/100×勤務時間数	同じ		177,297 千円	9,500 円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務一回につき、3,000円～18,000円を支給。	異なる	支給額 (国) 6,000円～27,000円	4,034千円	18,505円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	異なる	支給額 (国) (1)扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800円～26,380円 (2)その他の世帯主である職員 月額 10,200円～14,580円 (3)その他の職員 月額 7,360円～10,340円	1,476,416千円	153,777円

※ 一般会計決算に基づく。

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000 円	(参考) 指定都市における最高/最低額	
	副市長	1,030,000 円	1,599,000 円/	500,000 円
報酬	議長	1,040,000 円	1,285,000 円/	792,000 円
	副議長	950,000 円	1,061,000 円/	703,000 円
	議員	860,000 円	953,000 円/	648,000 円
期末手当	市長 副市長	(29年度支給割合) 3.30月分		
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 3.30月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×47/100	28,876,800 円	任期ごと
地域手当	市長	(29年度支給割合)		
	副市長	給料月額の3%		
寒冷地手当	市長	(29年度支給割合)		
	副市長	一般職と同じ		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

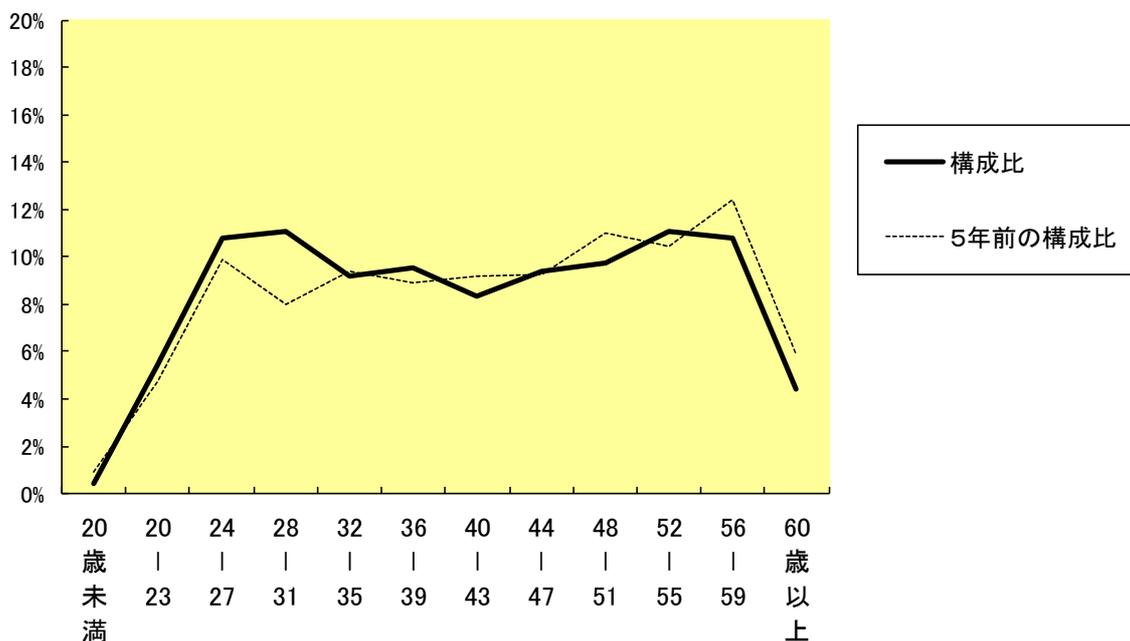
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通 会計 部門	議 会	38	37	▲ 1	[増]
	総 務	1,468	1,489	21	・ 難病関連業務の北海道からの移管 +7
	税 務	687	686	▲ 1	・ 児童相談体制の強化 +4
	民 生	2,260	2,269	9	・ 福祉支援体制の強化 +4
	衛 生	1,478	1,457	▲ 21	・ 連携中枢都市圏の形成 +3
	労 働	15	15	0	・ 新MICE施設整備業務の増 +3
	農 林 水 産	41	41	0	[減]
	商 工	90	95	5	・ 豊平清掃事務所と南清掃事務所の統合に伴う見直し ▲12
	土 木	1,241	1,240	▲ 1	・ ごみ収集業務の委託拡大 ▲6
	計	7,318	7,329	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.59 人 (指定都市の人口1万人当たりの職員数 44.95人)
普 通 会 計 部 門	教 育 部 門	9,789	9,911	122	[増] ・ 児童生徒数の変動及び加配定数増に伴う増 +71 ・ みなみの杜高等養護学校の学年増 +16 [減] ・ 学校用務員業務の見直し ▲23 ・ 学校給食調理業務の委託化 ▲9
	消 防 部 門	1,842	1,820	▲ 22	・ 水槽付救助車の導入に伴う清田水槽隊の廃止 ▲12 ・ 消防学校初任教育生の減 ▲12
	小 計	18,949	19,060	111	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.75 人
	公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	1,205	1,159	▲ 46
水 道	628	630	2	・ 医師の増 +15	
交 通	600	598	▲ 2	[減]	
下 水 道	501	503	2	・ 看護師の減 ▲59	
そ の 他	607	600	▲ 7	・ 高速電車車掌の見直し ▲8	
小 計	3,541	3,490	▲ 51		
合 計	22,490 [22,189]	22,550 [22,200]	60 [11]	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.64 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	102	1,219	2,429	2,497	2,067	2,140	1,876	2,109	2,193	2,489	2,429	1,000	22,550

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,210	7,286	7,278	7,278	7,318	7,329	119 (1.65%)
教育	1,829	1,824	1,762	1,764	9,789	9,911	8,082 (441.88%)
消防	1,839	1,836	1,846	1,845	1,842	1,820	▲ 19 (▲1.0%)
普通会計計	10,878	10,946	10,886	10,887	18,949	19,060	8,182 (75.22%)
公営企業等会計計	3,427	3,414	3,514	3,538	3,541	3,490	63 (1.84%)
総合計	14,305	14,360	14,400	14,425	22,490	22,550	8,245 (57.64%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)28年度の 総費用に占める 職員給与費比率
29年度	39,318,445千円	8,813,570千円	4,324,981千円	11.0%	11.3%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 219,815千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 指定都市一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
29年度	人 539	千円 2,014,471	千円 1,146,103	千円 555,084	千円 3,715,658	千円 6,894	千円 7,512

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	46.7歳	334,613円	537,122円
指定都市平均	46.9歳	363,527円	614,531円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	49.4歳	197人	385,813円	718,104円	電車運転士	39.6歳	542,300円	1.32
指定都市平均	46.1歳	—	369,926円	623,417円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
札幌市	8,617,248円	6,507,800円	1.32

- ※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26年～28年の3ヶ年平均）
2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,030 千円		1人当たり平均支給額 (29年度) 1,452 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算 5～20%		・役職段階別加算 5～20%	
・管理職加算 12～25%		・管理職加算 12～25%	

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (30年4月1日現在)

高速電車事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	14,953 千円	22,137 千円	1人当たり平均支給額	4,971 千円	22,054 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		65,724 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		118,209 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	556 人	3%

(エ) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		49,321 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		154,893 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		57.2%		
手当の種類 (手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始	44,233 千円	①中休時間 4 時間 15 分超 : 1,800 円 ②中休時間 4 時間 15 分以下 : 1,600 円

		業と終業の間 が長時間となる 勤務)	上記以外	4,360 千円	③中休時間 4 時 間 15 分超:1,600 円 ④中休時間 4 時 間 15 分以下: 1,400 円
	指令所の係長 職	正規の勤務時間による 24 時間勤 務 (24 時間の中に休憩時間含む)		728 千円	2,000 円
災害緊急援 助等業務手 当	国又は本市以 外の地方公共 団体の要請に 基づき、災害応 急対策のため 本市以外の地 方公共団体に 派遣され、当該 災害応急対策 に係る業務に 従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1 日:800 円

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (29 年度決算)	456,099 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)	1,001 千円
支給実績 (28 年度決算)	545,741 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (28 年度決算)	1,149 千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当 り 平均支給年額 (29 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 対し支給。 (1)配偶者 10,800 円 (2)子 11,000 円 (3)父母等 7,000 円 ・満 16 歳~22 歳の子 がいる場合、1 人につ き 6,000 円を加算。	同じ		85,256 千円	267,889 円

管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。</p> <p>(1)係長職 66,700 円～ 74,000 円</p> <p>(2)課長職 86,300 円～ 92,800 円</p> <p>(3)部長職 113,600 円～ 122,700 円</p> <p>(4)局長職 133,400 円～ 142,600 円</p>	異なる	<p>支給対象者 (高速電車事業) 一般行政職では支給対象ではない 係長職にも支給。</p>	58,931 千円	925,621 円
通勤手当	<p>通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。</p> <p>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。</p> <p>(2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。</p>	同じ		69,549 千円	129,815 円
住居手当	<p>(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。</p> <p>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 1,500 円を支給。</p>	同じ		48,389 千円	112,970 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		34,111 千円	120,890 円

管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務一回につき4,000円～18,000円を支給</p>	異なる	<p>支給対象者（高速電車事業）係長職に対して6,000円～9,000円を支給。</p>	714千円	8,114円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円</p> <p>(3)その他の職員 年額 44,000円</p>	同じ		46,932千円	96,568円

(2) 軌道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)28年度の 総費用に占める 職員給与費比率
29年度	1,869,057千円	16,099千円	495,960千円	26.5%	30.5%

※ 軌道事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 指定都市 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
29年度	人 58	千円 228,579	千円 140,514	千円 64,272	千円 433,365	千円 7,472	千円 7,223

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	51.3歳	352,825円	583,446円
指定都市平均	48.2歳	349,089円	593,619円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	56.8歳	23人	385,813円	718,104円	電車運転士	39.6歳	542,300円	1.32
指定都市平均	48.6歳	—	339,365円	583,503円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
札幌市	8,617,248円	6,507,800円	1.32

※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27年~29年の3ヶ年平均)

2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。

4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,108千円		1人当たり平均支給額(29年度) 1,452千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分	2.60月分	1.80月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (30年4月1日現在)

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額(自己都合及び定年)			1人当たり平均支給額		
18,782千円			4,971千円 22,054千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		7,366千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		124,843円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	59人	3%

(エ)特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		1,364千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		55,475円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		42.4%			
手当の種類 (手当数)		3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務 (正規の勤務において勤務時間ではない時間 (中休)により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜 (午前1時～午前5時)の全部を含む場合	616千円	① 中休時間4時間15分超:1,800円 ② 中休時間4時間15分以下:1,600円
			上記以外	740千円	③ 中休時間4時間15分超:1,600円 ④ 中休時間4時間15分以下:1,400円
除雪手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	除雪業務		7千円	230円
災害緊急援助等手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1日:800円

(オ)時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	72,494千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	1,408千円
支給実績（28年度決算）	67,587千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	1,382千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 10,800円 (2)子 9,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		9,689千円	267,288円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 66,700円～74,000円 (2)課長職 86,300円～92,800円 (3)部長職 113,600円～122,700円 (4)局長職 133,400円～142,600円	異なる	支給対象者（軌道事業） 一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。	4,998千円	833,000円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者	同じ		6,112千円	105,229円

	には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。				
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額1,500円を支給。	同じ		5,511千円	115,421円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		1,895千円	62,983円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・勤務一回につき4,000円～18,000円を支給	異なる	支給対象者 (軌道事業) 係長職に対して6,000円～9,000円を支給。	6千円	0円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額65,300円 (3)その他の職員 年額44,000円	同じ		5,165千円	101,282円

(3) 水道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考)28年度の総費用に占める職員給与費比率
29年度	31,839,718千円	10,627,531千円	4,280,265千円	13.4%	13.7%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 524,388千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
29年度	人 623	千円 2,303,069	千円 607,534	千円 923,406	千円 3,834,009	千円 6,154	千円 6,757

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	43.5歳	329,450円	513,751円
指定都市平均	45.2歳	367,821円	562,708円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(29年度)	1,482千円	1人当たり平均支給額(29年度)	1,582千円
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分	2.60月分	1.80月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (30年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 5,696千円 22,680千円			1人当たり平均支給額 4,971千円 22,054千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		72,786千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		116,644円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	624人	3%

(エ)特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)	7,556千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	47,798円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)	25.3%
手当の種類 (手当数)	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	213,165千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	375千円
支給実績 (28年度決算)	223,734千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	398千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 10,800円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		84,244千円	262,374円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 102,800円 (2)部長職 113,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		32,051千円	1,144,693円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	同じ		72,392千円	134,537円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、	同じ		68,393千円	140,054円

	月額 27,000 円を限度に支給。 (2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 1,500 円を支給。				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		7,082 千円	175,235 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・勤務一回につき 4,000 円～18,000 円を支給	同じ		121 千円	6,722 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2) その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3) その他の職員 年額 44,000 円	同じ		52,082 千円	92,181 円

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)28年度の総費用に占める職員給与費比率
29年度	23,188,930千円	▲514,671千円	11,378,801千円	49.1%	48.0%

※ 病院事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
29年度	人 1,124	千円 4,082,032	千円 2,537,743	千円 1,716,042	千円 8,335,815	千円 7,416	千円 7,270

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局(医師)	46.1歳	440,748円	1,334,240円
札幌市病院局(看護師)	36.9歳	255,241円	453,215円
札幌市病院局(事務職)	39.1歳	268,053円	490,346円
指定都市平均(医師)	45.5歳	560,866円	1,397,754円
指定都市平均(看護師)	37.8歳	291,210円	467,888円
指定都市平均(事務職)	42.6歳	358,095円	562,481円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(29年度)1,397千円		1人当たり平均支給額(29年度)1,452千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分	2.60月分	1.80月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (30年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 1,759千円 20,791千円			1人当たり平均支給額 4,971千円 22,054千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		237,670千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		200,921円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内 (医師)	16%	163人	16%
札幌市内 (医師以外)	3%	1,066人	3%

(エ)特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)	236,284千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	276,679円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)	72.0%
手当の種類 (手当数)	8
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	823,750千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	695千円
支給実績 (28年度決算)	918,122千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	858千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額(29 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 10,800円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		85,447千円	243,437円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		86,113千円	1,345,509円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	同じ		97,588千円	102,292円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額1,500円を支給。	同じ		144,884千円	160,447円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数</p>	同じ		96,542 千円	129,067 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務一回につき 4,000 円～18,000 円を支給</p>	同じ		18,925 千円	485,256 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3)その他の職員 年額 44,000 円</p>	同じ		83,967 千円	74,241 円
初任給調整手当	<p>企業職給料表(医師職)の適用を受ける職員に対し、企業職給料表(医師職)の適用日以後の期間の区分に応じて 38,600 円～308,300 円の範囲内で支給。</p>	同じ		505,993 千円	3,202,485 円

宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務 1回につき支給。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 20,000 円</p> <p>(2) 薬剤師、看護師、 准看護師、衛生検 査技師、臨床検査 技師、診療エック ス線技師及び診療 放射線技師 5,900 円。ただし、勤務 時間が 5 時間以下 の宿日直勤務の場 合は、その勤務 1 回につき 2,950 円</p>	同じ		49,252 千円	378,860 円
-------	---	----	--	-----------	-----------

(別紙1)

札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成30年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (29年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険 作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	11千円	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者		1日	240円	
		(3) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、みどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員		1日	200円	
2	動物取扱 業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	1,336千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者		1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作 業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	1,910千円	1日	300円	
		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理 等作業手	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持	2,859千円	1日	290円	

	当	管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者				
		(2) 事業推進部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として事業推進部長が指定するものに従事した者		1日	170円	
5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1,515千円	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員		1日	290円	
		(4) 児童心療センターに所属する看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると障がい保健福祉部長が認める職員をいう。以下同じ。)のうち、感染症予防法に規定する感染症又は障がい保健福祉部長が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として障がい保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	290円	
		(5) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者		1月	1,700円	
6	有害物取扱業務手当	(1) 児童心療センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	2,529千円	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は事業推進部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者		1月	1,900円	

7	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	22千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員		1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)	218,647千円			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
		ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者		1回	140円	
		イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者		1回	120円	
		エ 上記以外の者		1回	110円	
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員				
		ア 救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)		1回	50円	
		ウ 自動車の運転業務に従事した者		1回	40円	
		エ 上記以外の者		1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員				
		ア 自動車の運転業務に従事した者		1回	50円	
		イ 上記以外の者		1回	40円	
		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員		1回	100円	
(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員	搭乗1時間	1,200円				
(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条	1日	2,600円				

		に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員			
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員		1日	250円
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員		1回	1,100円
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員	5,916千円		
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者		1月	101,000円
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者		1月	91,000円
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者		1月	78,000円
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者		1月	49,000円
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1等航空整備士の資格を有する者		1月	47,000円
		イ 2等航空整備士の資格を有する者		1月	37,000円
		ウ 上記以外の者		1月	11,000円
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	41,965千円	1日	300円
		(2) 勤務場所以外の場所において下水		1日	140円

		道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で事業推進部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員			
		(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部区保険年金課若しくは財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者		1月	4,000円
11	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	110,037千円	1日	390円
		(2) 身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	310円
		(3) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者		1日	200円
		(4) 子育て支援課、保育・子育て支援センター、児童療育課又は健康・こども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	180円
		(5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者及び保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課、保護四課又は保護課に所属する職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1		1日	310円

		号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者				
		(6) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者		1日	310円	
		(7) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者		1日	310円	
12	夜間特殊業務手当	(1) 児童心理治療課、自閉症児支援課又は相談判定一課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者	3,228千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,440円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	860円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	540円	
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	6,800円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。		1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。		1回	2,900円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	2,000円	
13	児童精神支援等業務手当	(1) 児童心理治療センター又は自閉症児支援センターに入所している児童の支援等の業務を主たる職務とする職員	21,478千円	1月	41,400円	
		(2) 子ども心身医療センターに勤務する職員のうち、精神疾患を有する児童の支援等の業務を主たる職務とする者		1月	20,700円	
14	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	123千円	1日	270円	
15	取締交渉等業務手	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及	2,308千円	1日	130円	

	当	び計量の検査業務に従事した者				
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者		1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者		1月	1,400円	
16	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	支給なし	1日	4,000円	※
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員		1日	800円	
17	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教育職員	129千円	1日	290円 ～350円	
18	兼務手当	昼間(夜間)における授業又はその補助の業務を本務とする教育職員	2,173千円	1時間	2,800円	
19	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等におけるの緊急の業務	386,586千円	1日	7,500円 ～8,000円 ※甚大災害 16,000円	
		修学旅行その他の学校が計画し、及び実施する行事において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの			5,100円	
		教育委員会が定める競技会等において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの			5,100円	

		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等の指導の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは当該半日勤務時間を割り振られた日に行うもの				3,600円	
20	教育業務 連絡指導 手当	小学校の教務主任又は 学年主任 中学校の教務主任、学年 主任又は生徒指導主事 高等学校の教務主任、学 年主任、学科主任、生徒 指導主事又は進路指導 主事 中等教育学校の教務主 任、学年主任、生徒指導 主事又は進路指導主事 特別支援学校の小学部、 中学部又は高等部の教 務主任、学年主任又は生 徒指導主事 高等部の 学科主任又は進路指導 主事	教務その他の 教育に関する 業務について の連絡調整並 びに指導及び 助言の業務に 従事したもの	51,108千円	1日	200円	

※ 第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。

(別紙2)

札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成30年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (29年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険 作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	966 千円	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
2	動物取扱 業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1,335 千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作 業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	33,842 千円	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者		1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者		1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理 等作業手 当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	6,047 千円	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者		1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者		1日	290円	
5	斎場等業 務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	400千円	1日	290円	
6	感染症予 防等作業	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下	支給なし	1日	290円	

	手当	「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員				
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
7	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	支給なし	1日	100円	
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	342千円	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	468千円	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者		1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者	10,257千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のと		1回	410円	

		き。				
11	災害緊急 援助等業 務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	800円	

(別紙3)

水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成30年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (29年度決算)	手当額	
				単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	384千円	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	48千円	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	0千円	1回	100円
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1,628千円	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	631千円	1日	200円
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	0千円	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	13千円	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	45千円	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者			
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	3,322千円	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	0千円	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1,064千円	1回	400円
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者			
ア 深夜の全部に勤務した場合	153千円	1回	420円		

		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	0千円	1回	210円
		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	52千円	1回	1,300円
4	緊急出勤手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)			
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)	70千円	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)	119千円	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	12千円	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	14千円	1回	1,800円
5	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防備又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	0千円	1日	800円
6	交渉等業務手当	権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	0千円	1月	2,400円

(別紙4)

病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成30年4月1現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (29年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	死体解剖補助 手当	死体の解剖の補助の業務に従事した 職員(医師を除く。)	52千円	1日	2,500円	
2	感染症予防等 作業手当	看護師等(助産師、看護師、准看護師 及びこれらに準ずると管理者が認める 職員をいう。以下同じ。)及び看護補助 員のうち、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成1 0年法律第114号)に規定する感染症又 は管理者が指定する感染性の疾患にり 患した者の看護等の業務として管理者 が指定するものに従事した者	0円	1日	290円	
3	有害物取扱業 務手当	細菌検査又は試験検査として管理者 が指定するものに従事した職員	2,274千円	1日	270円	
4	放射線取扱業 務手当	(1) エックス線その他の放射線を人 体に対して照射する業務に従事した 職員	2,539千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人 体に対して照射する業務の介助業務 として管理者が指定するものに従事 した職員	623千円	1日	100円	
5	夜間診療等業 務手当	(1) 救命救急センターに所属する医 師のうち、深夜の全部又は一部にお いて、正規の勤務時間による勤務と して診療等の業務に従事した者				
		ア その勤務時間が深夜の全部を含 むとき又はその勤務時間が深夜の 一部を含む場合で、当該深夜におけ る勤務時間が4時間以上のとき。	2,156千円	1回	7,000円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含 む場合で、当該深夜における勤務時 間が2時間以上4時間未満のとき。	0千円	1回	6,000円	
	ウ その勤務時間が深夜の一部を含 む場合で、当該深夜における勤務時 間が2時間未満のとき。	0千円	1回	4,000円		

<p>(2) 放射線部、検査部若しくは薬剤部に所属する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。</p> <p>ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。</p> <p>エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。</p>	<p>7,528千円</p> <p>0千円</p> <p>0千円</p> <p>0千円</p>	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p>	<p>6,800円</p> <p>3,300円</p> <p>2,900円</p> <p>2,000円</p>	<p>(3) 看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。</p> <p>ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。</p> <p>エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。</p>	<p>11,294千円</p> <p>102,365千円</p> <p>89,286千円</p> <p>0千円</p>	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p>	<p>7,600円</p> <p>3,700円</p> <p>3,200円</p> <p>2,200円</p>	<p>(4) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者</p>	<p>485千円</p>	<p>1回</p>	<p>5,000円</p>	<p>平成26年度から看護師について支給額引上げ</p>
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------------	-----------	---------------	------------------------------

		(5) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	237千円	1回	1,240円	
6	精神病棟看護等業務手当	看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	8,507千円	1月	20,700円	
7	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	0千円	1日	800円	
8	ハイリスク分業業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	8,940千円	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。